

「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

甲 斐 雄 次

近年、インドネシアへの日系企業の進出が増加し続けており、日系企業が、商標権侵害などの知的財産関係紛争に直面する場面が増大することが予想される。インドネシアの知的財産訴訟の実情に関しては、日本語の詳しい研究・文献は見当たらない。インドネシアに進出する日系企業にとっては、その知的財産権が適正に保護されることは極めて重要であって、その現状や課題を分析することは、インドネシアに対する法整備支援を検討する上でも、必要性が高いといえる。

そこで、今回の調査委託では、2003年9月から2004年9月まで国際協力機構（JICA）の企画調査員（司法改革関連）としてインドネシアでの法整備支援活動に従事され、2012年からはインドネシアの **Jakarta International Law Office** で外国法アドバイザーを務めておられる平石努弁護士と、特許審査官として特許の実体審査に従事されたほか、1995年から1997年までインドネシア知的財産総局アドバイザーを務められ、1999年からは知的財産コンサルタント会社ハキンダ・インターナショナル代表を務めておられる山本芳栄弁護士のお二人に、インドネシアにおける知的財産関係訴訟の制度と運用の実情及びその問題点と改善策等について、検討を依頼したものである。

本報告書では、知的財産関係訴訟の制度と実務の運用について詳しく触れられているほか、裁判例や裁判官の研修態勢等を分析した上で、具体的な課題と改善策が示されており、インドネシアで経済活動を行う方々にとって極めて有用な内容であることはもとより、インドネシアに対する法整備支援を考える上でも非常に参考になるものである。また、別紙として、知的財産関係訴訟に携わる現地弁護士からの質問回答書（英語）のほか、インドネシア最高裁判所判事及び中央ジャカルタ商事裁判所長との各面談記録（英語）が添付されており、現場のコメントが記録されているという点でも貴重な報告であるといえる。